小売店の場合の実施例

１ 再生品の販売・表示及び販売促進の取組（表示していること）

・再生品の文房具、トイレットペーパー等を販売している。
・商品（台所用水切り袋等）の表示ラベルの中にその商品がリサイクル商品である旨が明確に表示されており、消費者にその表示が確実に見えるように陳列されている。
・商品（文房具等）がエコマーク商品であることを商品のタグとは別に値札（プライスカード）の中に表示している。
・商品（トイレットペーパー等）が古紙１００％であることを商品のタグとは別に商品の特売サインの中に表示している。
・リサイクル商品のＰＲパネルの設置している。
・店内放送でのリサイクル商品をＰＲしている。
※　再生品であることは、商品（文具等）の値札の横に「ペットボトル原料を使用しています。」と書いた札を置いたり、商品（トイレットペーパー）の販売促進用ＰＯＰに「環境に優しい古紙１００％」と書き加えるなどの方法があります。

２　再生品の品目ごとの販売実績の把握と公表

・N0１に記載の再生品についての年間の販売実績を店舗内に掲示（表示）している。
※　レジの柱や広報用掲示板に、そのお店で売れた商品の実績を書いたポスター形式のものを掲示したり、消費者向けのチラシをサービスカウンターに置いておくなどの方法があります。

３　岡山県エコ製品の普及への協力

・店舗に岡山県エコ製品パンフレットを置いている。
・岡山県エコ製品であることＰＲして販売している。

４　容器包装（トレイ、包装紙等）への再生品の使用（表示していること）

・再生品の食品トレイを全部又は一部（〇〇％程度）使用している。
・食品トレイには再生品であることを記載（表示）している。
※ショーケースに「リサイクルトレイを使用」と書いたサインを置くなどの方法があります。

５　広告チラシ、ポスター等への再生紙の利用（表示していること）

・折込みチラシを再生紙で印刷し、チラシが再生紙であることを記載（表示）している。
※ チラシやポスターの隅に古紙であることの環境マークを入れるなどの方法があります。

６　詰め替え商品の販売（表示していること）

・シャンプー、リンスの詰め替えパックを販売している。
・商品（シャンプーパック）の表示ラベルの中にその商品が詰め替え商品である旨が明確に表示されており、消費者にその表示が確実に見えるように陳列されている。
・商品（リンスパック）が詰め替え用であることを商品のタグとは別に値札（プライスカード）の中に表示している。
※　「この商品には詰め替えパックがあります。」などと本体側の商品でＰＲするなどの方法があります。

７　リターナブル容器の商品の販売（表示していること）

・瓶ビール、瓶入り牛乳を販売しており、空き瓶を引き取る表示を行っている。
　※　「空ビンは、○○売り場の横で回収しています。」と店内掲示するなどの方法があります。

８　販売した商品の容器包装類の店頭回収の実施

・店頭にＰＥＴボトル、食品トレイ、缶、ビンの分別回収ボックスを設置している。

９　簡易・省包装、バラ売り等による包装材削減の取組

・バラ売りができる野菜、果物等の商品については、トレイ等の包装材を使用しない販売も行っている。
・精肉等にトレイを使用しない包装方法を積極的に採用している。

10　買い物袋持参の呼びかけなどレジ袋削減への努力（表示していること）

・マイバッグ持参者等への特典としてレジ袋辞退１回ごとにカードにスタンプを押印し、○回で△円の買い物券に交換するとともに、この特典制度をポスターやホームページで紹介している。
・マイバッグの見本を陳列して販売している。

11　店からでる廃棄物の減量化、資源化への取組

・調理くず、売れ残り品等の食品廃棄物をコンポスト処理して堆肥として利用している。
・段ボール等を再利用している。
・段ボールを分別して資源ごみとして古紙回収業者に渡している。

12　商品の量り売り、バラ売りの実施

・総菜（肉、野菜）やその他の食品の量り売りをしている。

13　未利用食品を活用するための活動

・未利用食品（パッケージの破損等により返品されるものや余剰在庫品など）を、フードバンク（未利用食品の寄付を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを無償提供するための活動を行う団体）に提供している。
・おかやまフードトリップ※の利用登録をしている。
　※　未利用食品を提供したい事業者と提供を受けたいフードバンクをタイムリーに繋げることができるマッチングサービスです。詳細は県ホームページをご覧ください。
　　＜県ホームページ＞ https://www.pref.okayama.lg.jp/page/841145.html

14　生活環境保全関連法令の遵守

・生活環境保全関連法令の遵守とは、過去３年間、次の法令に違反して行政処分を受けていないことです。
　①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法 ③大気汚染防止法 ④騒音規制法
　⑤水質汚濁防止法 ⑥悪臭防止法 ⑦振動規制法 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
　⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
　⑩岡山県環境への負荷の低減に関する条例
・手続きとしては、これらの法令等名を列記し、これらの法令について３年間行政処分を受けていない（違反していない）旨を記載した書面を添付していただければ結構です。